

令和8年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

提出期限

令和8年2月2日（月）

- ◆該当資産のない方、資産の増減のない方、休業又は廃業の場合も申告書の提出をお願いいたします。
- ◆申告書を郵送で提出される際、控用について返送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。なお、本冊子の末尾に郵送先を書いたページがございますので、切り取ってご活用ください。
- ◆インターネットを利用した電子申告が可能です。
詳しくは、eLTAXホームページをご確認ください。
(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)
- ◆窓口の混雑緩和のため、郵送又はeLTAXを是非ご利用ください。

提出（郵送）先及びお問い合わせ先

滝川市市民生活部税務課資産税係
〒073-8686
北海道滝川市大町1丁目2番15号
TEL (0125) 28-8020（直通）



滝 川 市

目 次

I 償却資産の概要

1	償却資産とは.....	1
2	償却資産の対象となる資産.....	1
3	償却資産の対象とならない資産.....	1
4	償却資産の具体例.....	2
5	家屋と償却資産の区分.....	3

II 償却資産の申告

1	申告が必要な方.....	4
2	提出方法.....	5
3	提出期間.....	6
4	申告書等の提出先.....	6
5	申告されない方・虚偽の申告をされた方.....	6
6	マイナンバー（個人番号又は法人番号）の記載.....	6
7	調査協力のお願い.....	7

〈参考資料〉 償却資産申告書の記載例

III 償却資産の評価と詳細

1	評価額.....	1 1
2	課税標準額.....	1 1
3	税率.....	1 1
4	免税点.....	1 1
5	大型特殊自動車と小型特殊自動車.....	1 3
6	国税との主な違い.....	1 3
7	特例.....	1 4
8	Q & A.....	1 4

I 債却資産の概要

1 債却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます。

※地方税法第341条第4号「固定資産税に関する用語の定義」

たとえば、会社や個人で商店や工場などの事業を経営している方、不動産・駐車場等を貸付けている方、農業をされている方などが、その事業のために用いることができる構築物・機具・備品等が対象となります。

2 債却資産の対象となる資産

令和8年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産で、次の資産も申告の対象となります。

- (1) 税務会計上、減価償却の対象となるべき資産
- (2) 債却済みの資産（税務会計上、減価償却を終えて、備忘価額（1円）のみ帳簿上計上されている資産）であっても、現に事業に使用している資産
- (3) 建設仮勘定で経理している資産のうち、その一部又は全部が1月1日現在までに完成し事業に使用している資産
- (4) 一時的に休止しているが、いつでも使用できる状態にある遊休及び未稼働資産
- (5) 簿外資産（贈与等で取得した資産で、税務会計上の帳簿には記載されていないが、本来は債却資産としての性格をもっているもの）
- (6) 貸借人が取り付けた家屋（建物）の内部造作及び設備
- (7) 道路運送車両法の規定による大型特殊自動車（※13ページ「5 大型特殊自動車と小型特殊自動車」参照）
- (8) リース資産（所有資産を他に貸し付けて、事業用として使用されているもの）
- (9) 改良費（税務会計上、資本的支出として計上したものは、改良を加えた本体と区分して、新たな資産として取り扱います。）

※上記は、申告対象に該当する主なものです。申告の対象となるかどうか不明なものは、税務課資産税係までお問い合わせください。

3 債却資産の対象とならない資産

- (1) 自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の課税対象となる自動車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車・原動機付自転車（※13ページ「5 大型特殊自動車と小型特殊自動車」参照）
- (2) 生物（ただし、観賞用・興行用に使用する場合は申告の対象です。）
- (3) 無形減価償却資産（営業権・意匠権・著作権・ソフトウェア等）
- (4) 繰延資産（開業費等）
- (5) 棚卸資産（商品等）

(6) 次の少額減価償却資産

- ① 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
- ② 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの

(7) 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、リース期間終了後に資産が貸主に返還されるリース資産で、取得価額が20万円未満のもの

【少額減価償却資産の取り扱いについて】

申告対象外

申告対象

取得価額：10万円未満	20万円未満	30万円未満
① 少額減価償却資産の取得価額の損金算入 (対象) ア 取得価額10万円未満のもの イ 使用可能期間1年未満のもの (要件) 損金処理 (限度額) 取得価額に相当する金額		
② 一括償却資産の損金算入（①の適用を受けるものを除く。） (対象) 取得価額20万円未満のもの (要件) 損金処理（3年一括償却） (限度額) 一括償却資産の取得価額の合計額×当該事業年度の月数／36		
③ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（①②の適用を受けるものを除く。） (対象) 取得価額30万円未満のもの (要件) ア 中小企業者等である青色申告法人で、平成18年4月1日～令和8年3月31日までの間に取得等をして事業の用に供するもの イ 損金処理 (限度額) 取得価額に相当する金額（平成18年4月1日以降に取得したものは、各事業年度において合計300万円まで）		
④ 個別に減価償却をしているもの（取得価額10万円未満のものを含む）		

【消費税について】

- ・税込経理方式を採用している場合：取得金額は消費税を含む金額です。
- ・税込経理方式を採用していない場合：取得金額は消費税を含まない金額です。

4 償却資産の具体例

資産の種類		主な資産名
1	建物附属設備	受変電設備・自家発電設備・屋外給排水設備・看板・融雪槽・内装・内部造作 等
	構築物	舗装路面・ロードヒーティング・看板・塀 等
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置・大型特殊自動車のうち建設機械に該当するもの（ブルドーザー・油圧ショベル等） 等
3	船舶	モーターボート 等
4	航空機	飛行機・ヘリコプター・グライダー 等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車・フォークリフト・構内運搬車 等 ※自動車税・軽自動車の課税対象資産は非該当です。
6	工具・機具及び備品	パソコン・コピー機・エアコン・自動販売機・陳列ケース・応接セット・レジスター・理美容機具・測定検査工具 等

5 家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、冷暖房設備、空調設備等の建築設備（構造上、家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられています。固定資産税では、家屋と設備等の所有者が同じか、異なるかで申告の要否や申告していただく方が変わります。

家屋と設備の所有者が同じ	家屋から独立した設備は、償却資産として取り扱いますので、所有者本人が申告してください。
家屋と設備等の所有者が異なる	賃借人（店舗のテナント等）が取り付けた設備は、賃借人の事業用資産であり、償却資産として取り扱いますので賃借人が申告してください。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者	
			同じ	
			家屋	償却
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上・店舗造作等工事一式	○	
電気設備	受変電設備	設備一式		●
	予備電源設備	発電機設備・蓄電池設備等		●
	中央監視制御設備	設備一式		●
	電灯コンセント設備・照明器具設備	屋外設備（ネオンサイン・外灯等）		●
		屋内設備	○	
	電話設備	電話機・交換機等の機器		●
		配管・配線・端子盤等	○	
給排水衛生設備	LAN設備	設備一式		●
	放送・拡声設備	マイク・スピーカー・アンプ等の機器		●
		配管・配線等	○	
	火災報知設備	設備一式	○	
	給排水設備	屋外設備・引込工事 特定の生産又は業務用設備		●
		配管・高架水槽・受水槽・ポンプ等	○	
空調設備	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		●
		局所式給湯設備（ユニットバス用・床暖房用） 中央式給湯設備	○	
	ガス設備	屋外設備・引込工事 特定の生産設備又は業務用設備		●
		屋内の配管等	○	
	衛生設備	設備一式（洗面器・大小便器等）	○	
	消火設備	消火器・避難器具・ホース等		●
		消火栓設備・スプリンクラー設備等	○	
その他設備等	空調設備	ルームエアコン（取り外せるもの）		●
		上記以外の設備	○	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		●
		上記以外の設備	○	
外構工事	運搬設備	工場用ベルトコンベア		●
		エレベーター・小荷物専用昇降機等	○	
	厨房設備	飲食店・ホテル・百貨店・寮・病院・ 社員食堂等の厨房設備		●
		上記以外の設備	○	
外構工事		工事一式（門・塀・緑化施設等）		●

全
て
償
却
資
産

II 償却資産の申告

1 申告が必要な方

令和8年1月1日現在、滝川市に所在する償却資産を所有されている方です。なお、滝川市内で事業を行っており該当資産がない方、資産の増減のない方、又は休業、廃業した方についても申告が必要となります。（5ページの「2提出方法」の＜提出書類＞をご確認ください。）

また、次の方も申告が必要です。

- (1) 償却資産を他に賃貸している方（※1）
- (2) 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント等）の方（※2）
- (3) 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は、原則として買主の方（※3）
- (4) 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方（※4）

※1・2

【不動産の賃貸借について】

不動産（アパート・マンション・貸し店舗等）や駐車場等を貸し付けている方は、事業用資産として償却資産の申告が必要です。対象となる資産は、アスファルト舗装・ロードヒーティング・塀・外灯等の構築物のほか、貸し部屋に設置したエアコンやストーブ等の冷・暖房設備等の建築設備も該当します。

また、賃借人（テナント等）の方は、自身が取り付けた内装・造作・設備等は、賃借人の償却資産として申告が必要です。（3ページの「家屋と償却資産の区分」の例をご確認ください。）

※3

【所有権留保付割賦販売について】

建設用機械その他の償却資産で割賦販売が行われる場合、その所有権は売主に留保されますが、地方税法上その資産は売主と買主の共有物とみなされ（法第342条第3項）、連帯納税義務を負います（法第10条の2第1項）。

しかし、税務会計においても買主がその償却費を損金に算入することが認められていることなどから、原則として買主が申告することになります。

※4

【リース資産について】

一般的にリース資産は、その資産の所有者（リース会社等）が申告することになりますが、リース契約の内容により取り扱いが変わります。

①一般的なリース取引

リース期間終了後、資産が貸主（リース会社等）に返還される内容であれば、貸主（リース会社等）が申告をします。

②所有権留保付売買のリース取引

リース期間中、資産の所有権を貸主（リース会社等）にとどめておき、リース期間終了後、賃借人に所有権が移転するときには、所有権留保付割賦販売と同様と考えられるため、借主が申告することになります。

2 提出方法

申告書等の提出方法は次のとおりです。

(1) 一般方式による申告

前年中に増加または減少した資産を申告していただく方式で、**前年に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書の提出が必要です。**

(2) 電算処理方式による申告

令和8年1月1日現在所有している全ての資産について、事業を経営されている方が評価額等を計算したうえで申告していただく方式です。

【提出書類】

一般方式	申告していただく方	申告する資産		提出書類・様式		
		令和8年 1月1日現在 所有している 全ての償却資産	令和7年1月2日 から 令和8年1月1日 までの間に 増加または減少 した償却資産	償却資産申告書	種類別明細書	
				第26号様式	別表1	別表2
一般方式	初めて申告する方	●		●	●	
	増加又は減少した資産	ある方		●	●	●
		ない方			● 備考部分2 「資産の増減なし」 に○	
	廃業・休業・解散・移転した方		●	● 備考部分4 理由と年月日を記載		●
	償却資産を所有していない方			● 備考部分3 「該当資産なし」 に○		
電算処理方式	初めて申告する方	●		●	●	
	前年以前に電算処置方式により 申告した方	評価額等を 算出		●	● 資産毎に評価額、 課税標準額等を記載	
	廃業・休業・解散・移転した方			●		
	償却資産を所有していない方			●		

【電子申告（eLTAX）による償却資産の申告について】

滝川市へ償却資産の申告をする方は、インターネットを利用した電子申告（eLTAX（エルタックス））が利用できます。

電子申告を利用する場合は、事前に準備及び手続きが必要です。

申告データ作成方法等の電子申告利用に関する具体的な操作方法については、下記にお問い合わせください。

地方共同機構

eLTAXヘルプデスク（電話）0570-081459（ハイシンコク）

利用時間

9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く。）

ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

3 提出期間

令和8年1月5日（月曜日）～令和8年2月2日（月曜日）
受付時間 08：30～17：15

- ◆窓口の混雑緩和のため、郵送又はeLTAX（エルタックス）をぜひご利用ください。
- ◆申告書を郵送で提出される場合、宛名ラベルを裏表紙に印刷してありますので、切り取ってご利用ください。

4 申告書等の提出先

- ◆窓口にてご提出される場合、**滝川市市民生活部税務課資産税係（市役所3階4番窓口）**又は**滝川市江部乙支所**に提出してください。
- ◆郵送される場合は
〒073-8686
滝川市大町1丁目2番15号
滝川市市民生活部税務課資産税係 宛てにご郵送ください。
※申告書の控えの返信を希望される場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

5 申告されない方・虚偽の申告をされた方

償却資産を所有している方で、正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられる場合があるほか、地方税法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収があります。

また、虚偽の申告をされると、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがありますのでご注意ください。

6 マイナンバー（個人番号又は法人番号）の記載

提出していただく償却資産申告書は、マイナンバー（個人番号又は法人番号）を記載することとされていますので、ご了承ください。

【マイナンバー（個人番号又は法人番号）の記載】

償却資産申告書の所定の記載欄に、個人の方は個人番号（12桁）を、法人にあっては法人番号（13桁）を右詰めで記載してください。

【個人番号を記載した償却資産申告書を提出するとき】

本人確認をさせていただきますので、ご提出の際には次に掲げる本人確認書類をご用意ください。

※1 法人番号を記載した申告書の提出の際は、本人確認書類は不要です。

※2 郵送の際には書類の写し（コピー）を添付してください。

【本人確認書類について】

(1) 本人が申告書を提出する場合

	番号確認	身元確認
窓口・郵送	<ul style="list-style-type: none">・個人番号カード・通知カード（個人番号通知書は不可）・個人番号が記載された住民票の写し 等	<ul style="list-style-type: none">・個人番号カード・運転免許証・旅券（パスポート） 等
電子申告 (eLTAX)	eLTAXによる申告で、個人番号カードの電子証明書にて個人認証を行う場合は、本人確認資料の添付は不要です。	

(2) 本人の代理人が申告書を提出する場合

※代理権の確認は、原本の提出をお願いします。

	代理権の確認	代理人の身元確認	本人の番号確認
窓口・郵送	<ul style="list-style-type: none">・委任状（任意代理人の場合）・戸籍謄本等（法定代理人の場合）	代理人の <ul style="list-style-type: none">・個人番号カード・運転免許証 等	本人の <ul style="list-style-type: none">・個人番号カードの写し・個人番号が記載された住民票の写し 等
電子申告 (eLTAX)	委任状のデータ (本人及び代理人の個別識別事項、本人の代理人のとしての個人番号の提供を行うことを証明する情報)	代理人に係る署名用電子証明書及びその署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた提供情報	本人の <ul style="list-style-type: none">・個人番号カードの写し・個人番号が記載された住民票の写し 等 <p>※電子証明書などにより本人確認ができる場合、本人確認書類の添付は不要です。</p>

(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条等による)

(※) 個人番号通知書は不可

マイナンバー制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。平成28年1月から順次利用が開始されていますので、制度の趣旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。

なお、マイナンバーの記載がない場合又は本人確認書類に不足・不備があった場合でも、申告書は有効なものとして受理します。次年度の申告から個人番号または法人番号を記載していただくとともに、個人の方にあっては本人確認書類の提出をお願いいたします。

7

調査協力のお願い

申告書の受理後、地方税法第353条及び第408条に基づいて、調査を行う場合があります。調査に伴い、資産の申告漏れ等が判明したときは、申告内容の修正をお願いすることがあります。

また、申告内容の修正による変更の賦課決定については、地方税法第17条の5の規定により、資産を取得された翌年度まで遡及する場合があります。

<参考資料>

① 償却資産申告書の記載例

1. 所有者の住所
個人の場合は所有者の住所を、法人の場合は本店所在地を記載してください。

2. 所有者名

個人の場合は氏名と屋号を、法人の場合は名称と代表者の氏名を記載してください。

3. 個人番号又は法人番号

マイナンバー(個人番号(12桁)又は法人番号(13桁))を記載してください。

4. 事業種目(資本金等の額)

事業種目を具体的に記載してください。法人にあつては資本金又は、出資金等の金額を記載してください。

5. 事業開始年月

滝川市内で事業を開始した年月を記載してください。

6. この申告に応答する者の係及び氏名

この申告書を作成した方又はこの申告書の内容について応答できる方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。

7. 税理士等の氏名

経理を委託している場合は、税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

8~15. 各項目の有無等を○で囲み、必要事項を記載してください。

16. 借用資産

借用(リース)資産の有無を○で囲んでください。

17. 事業所用家屋の所有区分

該当する所有区分を○で囲んでください。

18. 備考(添付書類等)

次のような事項を記載してください。

・1~4のうち該当する番号を○で囲んでください。

また、4については、その年月日を、移転については移転先も記載してください。

・「短縮耐用年数承認書の写」「リース資産契約書」等添付した書類の名稱

受付印	令和 8 年 1 月 14 日 滝 川 市 長 様	
-----	---------------------------	--

※ 所 有 者 コ ー ド	
---------------	--

第 二 十 六 号 様 式	
------------------	--

1. 借却資産申告書(償却資産申告書)

事業種目は、耐用年数の判定に關係しますので必ずご記入ください。

(23局1234番)

(屋号)(タカハシ)

滝川市大町1丁目2番15号

滝川食品製造株式会社

代表取締役 滝川愛子

(社名)(タカハシ)

滝川市大町1丁目2番15号

滝川市大町1丁目2番15

(2) 種類別明細書

所 有 者	令 和 8 年 度
※	コ ー ド

(増加資産・全資産用)の記載例

・前年度に申告された方は、令和7年1月2日から
令和8年1月1日までに増加した資産について記載してください。

・本年度から初めて申告する方は、令和8年1月1日現在所有している全資産について記載してください。

④ 数量

⑤ 取得年月

資産又は設備等の数量は数字のみを記載し、「1式」「1組」というようには、記載しないでください。
資産を取得(購入・製作)した年月を記載してください。年号は、それぞれの年号に対応する数値を記載してください。

⑥ 取得価額

資産又は設備等の数量は数字のみを記載し、「1式」「1組」というようには、記載しないでください。

⑦ 耐用年数

注意「増加理由」の欄は、1 新規取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他 のいずれかに○を付けてください。

⑧ 増加理由

該当する番号を○で囲んでください。

⑨ 摘要

1:新品取得 2:中古品取得 3:移動による受入れ 4:その他

⑩ 敷地

1:明治 2:大正 3:昭和 4:平成 5:令和

資産番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	耐用年数	減価償却用年数	課税標準の特例率	課税標準額	増加理由
				年	月						
0 1 1		広告塔		1	4	1 5	3	2 0 0 0 0 0 0 0 2 0 0	891	891	1・2
0 2 2		自動加工機		2	5	5	8	3 0 0 0 0 0 0 0 8 0	875	875	1・2
0 3 6		陳列ケース		1	4	9	3	1 2 5 0 0 0 0 8 0	750	750	1・2
0 4 6		レジスター		1	4	2 9	7	8 8 3 0 0 0 5 0	631	631	1・2
0 5 6		テレビ		1	5	2	0	2 0 0 0 0 0 2 0	316	316	1・2
0 6 6		コピー機		1	4	2 7	4	4 5 0 0 0 0 5 0	631	631	1・2
0 7								0			1・2
											申告書等は、提出用と控でノーカーボン紙になっています。控が必要な方は、提出用のみで提出されるか、窓口で控と一緒に提出の場合は、受付印を押して控をお渡します。

(3) 資産の名称等

資産名(例～内部造作・ブルドーザー・机等)を記載してください。

⑪ 数量

資産又は設備等の数量は数字のみを記載し、「1式」「1組」というようには、記載しないでください。

⑫ 取得年月

資産を取得(購入・製作)した年月を記載してください。年号は、それぞれの年号に対応する数字を記載してください。

⑬ 取得価額

取得価額は資産を取得するたためにその取得時において、通常支出すべき金額を言います。

⑭ 敷地

他から購入した資産にあっては、購入代金と購入に付随して支出した金額(荷役費、取引運賃、据付費等の付帯費)の合計額を記載してください。

⑮ 改良費

自己の建設、製作、製造等により取得した資産にあっては、原材料費、労務費、付帯費等の合計額を記載してください。

⑯ 支出

改良費の支出(資本的支出)があつた場合は、本体と別にし、ひとつの資産として記載してください。(耐用年数は本体と同じです。)

申告書等は、提出用と控でノーカーボン紙になっています。控が必要な方は、提出用のみで提出されるか、窓口で控と一緒に提出の場合は、受付印を押して控をお渡します。

(3) 種類別明細書(減少資産用)
(減少資産用)の記載例

※ 所有者コード	※
----------	---

資産番号	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減少の事由及び区分	摘要
012	自動車工場	140	3	2000000	8	1 売却 2 減失 3 移動 4 その他	1・2 年成26年5月廃棄(申告漏れ)
026	後列テーブス	249	3	2500000	8	1・2・3・4	年成26年5月廃棄(申告漏れ)
036	冷蔵庫	1437	7	3200000	6	1・2・3・4	減少該数量1台 取得価額25,000円
046	パソコン	1481	1	2100000	4	1・2・3・4	○○市へ移動
056	除雪機	1422	2	2400000	10	1・2・3・4	用途変更
06							(有) ○○へ令和7年10月売却
							1・2・3・4 1・2

注意「減少理由」の欄は、1 売却、2 減失、3 移動による受入れ、4 その他いずれかに○を付けてください。

(3) 資産の種類

資産の種類に対する1~6の数字を記載してください。

1:構築物 2:機械及び装置 3:船舶 4:航空機

5:車両及び運搬機 6:工具、器具及び備品

(当初申告したのと同一の内容を記載してください。)

(3) 資産の名稱等

資産名(例～内部造作・ブルトーザー・机等)を記載してください。

(当初申告したのと同一の内容を記載してください。)

(4) 数量

減少した資産の数量を記載してください。

(5) 取得年月

当初申告したのと同一の内容を記載してください。

(6) 取得価額

資産の全部が減少した場合は、当初申告した内容

と同一の価額を記載してください。

資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少

た部分の数量及び取得価格を記載してください。

(7) 耐用年数

当該資産の「耐用年数」を記載してください。

申告済み資産の数量及び取得価額等に誤りがあった場合には、「申告誤り」と記載してください。

申告書等は、提出用と控でのノーカーボン紙になっています。控が必要な方は、提出用のみで提出されるか、窓口で控と一緒に提出の場合は、受付印を押して控をお渡しします。

III 債却資産の評価と詳細

1 評価額

申告された債却資産一品ごとに取得価額を基礎として耐用年数に応じた減価を考慮し、賦課期日（1月1日）現在での残存価値を算出したものを評価額といいます。
※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

2 課税標準額

債却資産課税台帳に登録された賦課期日（1月1日）現在の評価額の合計から1,000円未満を切り捨てたものが課税標準額となります。

3 税率

滝川市の固定資産税の税率は、100分の1.5（1.5%）です。

税額は、合計課税標準額に税率を乗じたものです。（100円未満切り捨て）

4 免税点

債却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は、債却資産については課税されません。

なお、資産の多少にかかわらず申告は必要となります。

【税額の算出方法】

$$\begin{array}{ccc} \text{課税標準額} & \times & \text{税率} \\ (1,000円未満切り捨て) & & 1.5\% \\ \end{array} = \begin{array}{c} \text{税額} \\ (100円未満切り捨て) \end{array}$$

【税額の算出例】

資産の種類	課税標準額	課税標準額合計 (1,000円未満切り捨て)	税率	税額 (100円未満切り捨て)
土地	8,654,187			
家屋	23,456,987			
債却資産	10,457,654	42,568,000	1.5%	<u>638,500円</u>

【評価額の算出方法】

(1) 前年中（令和7年1月2日～令和8年1月1日）に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \text{減価残存率 (A)}$$

(2) 前年前に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times \text{減価残存率 (B)}$$

【減価残存率表】

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中 取得 (A) 1-r/2	前年前 取得 (B) 1-r			前年中 取得 (A) 1-r/2	前年前 取得 (B) 1-r			前年中 取得 (A) 1-r/2	前年前 取得 (B) 1-r
		11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896		
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	26	0.085	0.957	0.915
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	27	0.082	0.959	0.918
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	30	0.074	0.963	0.926

※「固定資産評価基準」別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」による

【評価額の計算例】

令和7年4月に取得した取得価額20万円（耐用年数4年）のパソコンの評価額

年度	前年度評価額	減価残存率	評価額
令和8年度	200,000	0.781	156,200
令和9年度	156,200		87,784
令和10年度	87,784		49,334
令和11年度	49,334		27,725
令和12年度	27,725		15,581
令和13年度	15,581	0.562	8,756 < 10,000 ※取得価額の5%

※令和13年度の算出額が取得価額の5%より小さくなりますので、以降の評価額は10,000円となります。

5 大型特殊自動車と小型特殊自動車

特殊自動車とは、ショベル・ローダや農耕トラクタなど、走行や運搬よりも作業機械としての効用を発揮することを主たる目的とした自動車のことをいいます。特殊自動車は、車両の大きさと最高速度により「大型特殊自動車」と「小型特殊自動車」に分類され、それぞれ異なる税金が課されます。

【特殊自動車の種類】

種類	自動車の構造及び原動機	大型特殊自動車	小型特殊自動車
		固定資産税（償却資産）	軽自動車税（種別割）
一般用建設用	ショベル・ローダ／タイヤ・ローラ／ロード・ローラ／グレーダ／ロード・スタビライザ／スクラーペ／ロータリー除雪車／アスファルト・フィニッシャ／タイヤ・ドーザ／モータ・スイーパ／ダンパー／ホイール・ハンマ／ホイール・ブレーカ／フォーク・リフト／フォーク・ローダ／ホイール・クレーン／ストラドル・キャリア／ターレット式構内運搬自動車／自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車／国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車および国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	次の項目に一つでも該当する場合は大型特殊自動車です。 ①最高速度が 15km/h を超える ②長さが 4.7m を超える ③幅が 1.7m を超える ④高さが 2.8m を超える	次の項目に全て該当する場合は小型特殊自動車です。 ①最高速度が 15km/h 以下 ②長さが 4.7m 以下 ③幅が 1.7m 以下 ④高さが 2.8m 以下
農耕作業用	農耕トラクタ／農業用薬剤散布車／刈取脱穀作業車／田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が 35km/h 以上	最高速度が 35km/h 未満
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	全て大型特殊自動車	

【大型特殊自動車をお持ちの方】

大型特殊自動車は、償却資産として固定資産税の課税対象となりますので、運輸支局の登録の有無にかかわらず、申告が必要です。

【小型特殊自動車をお持ちの方】

小型特殊自動車は、償却資産の申告は不要ですが、公道走行の有無にかかわらず軽自動車税（種別割）の課税対象となります。滝川市役所3階4番窓口又は江部乙支所にてナンバープレートの交付を受けて下さい。

6 国税との主な違い

	国税 (法人税・所得税)	地方税 固定資産税（償却資産）
償却決算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	定率法・定額法の選択制	定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳	認められる	認められない
特別償却・割増償却	認められる	認められない
少額減価償却資産の特別償却		
評価額の最低限度額	備忘価額（1円）	取得価額の5%
改良費	原則区分評価（一部合算也可）	区分評価

7 特例

地方税法の規定による課税標準の特例に該当する資産を所有している方は、申告の際に特例の適用があることを備考欄に記載し、特例の該当となっていることが確認できる書類等を添付してください。

【例】

設備名	特例率	適用条項	添付書類
先端設備 (機械装置等) ※令和 7年 4月 1日～ 令和 9年 3月31日 までに取得	※賃上げ表明を行った場合 (雇用者給与等支給額1.5%以上の増加) 取得後 3年間 1/2 ※賃上げ表明を行った場合 (雇用者給与等支給額3%以上の増加) 取得後 5年間 1/4	地方税法附則 第15条関係	<ul style="list-style-type: none">・先端設備等導入計画・先端設備等導入計画に係る認定書・認定経営革新等支援機関による「先端設備等に係る投資計画に関する確認書」 <p>※全て写し</p>
※令和 5年 4月1日～ 令和 7年 3月31日 までに取得	取得後3年間1/2 ※賃上げ表明を行った場合 (令和6年3月31日までに取得) 取得後 5年間 1/3 ※賃上げ表明を行った場合 (令和7年3月31日までに取得) 取得後 4年間 1/3		

※詳しくは中小企業庁ホームページ及び滝川市ホームページをご参照ください。

※上記の他にも該当する特例はありますので、不明なものは税務課資産税係までお問い合わせください。

8 Q&A

Q1 決算、確定申告において減価償却費を計上していませんが、申告が必要ですか。

A 減価償却をしていない資産（簿外資産）であっても、本来減価償却が可能である事業用資産は、申告の対象となります。

Q2 減価償却が済んだ古い資産や現在使用していない資産でも、申告対象になりますか。

A 法定期用年数を過ぎ、減価償却が済んだ資産も事業の用に供している限り取得価額の5%を評価額の最低限度として申告が必要となります。

また、稼働を休止している資産（遊休資産）であっても、その休止期間中、必要な維持補修が行われており、いつでも稼働して事業の用に供することができるものは、申告の対象となります。

Q3 債却資産の課税対象ではない資産しかない場合も申告が必要ですか。

A 該当資産がない場合でも申告をお願いしております。債却資産申告書右下の「3該当資産なし」に○をつけて提出してください。

Q4 申告内容に誤りがあった場合にはどうすればよいですか。

A 修正申告は隨時受け付けております。税額を再計算した結果、過年度に遡及して課税または還付される場合があります。

Q5 事業をやめた場合、償却資産の届け出は必要ですか。

A 儻却資産申告書右下の「4 廃業・解散・移転等」に○をつけて、該当の年月日を記載のうえ提出してください。なお、課税年度の1月1日時点で事業を行っている場合は、課税対象となります。

Q6 毎年税務署に確定申告をしているのに、市へも申告する必要があるのですか。

A 税務署への申告は所得税や法人税の確定申告ですので、税務署とは別に地方税法第383条に基づき、市への申告義務があります。

Q7 事業主が死亡した場合は、どのように申告したらよいですか。

A どなたかが事業を承継した場合は、住所、氏名等に承継した方の情報をご記載いただき、申告してください。廃業された場合は、償却資産申告書右下の「4 廃業・解散・移転等」に○をつけて、該当の年月日を記載のうえ提出してください。

提出チェックシート

	項目	チェック
1	住所・氏名・電話番号は記載されていますか。	
2	『種類別明細書（増加資産・全資産用）』の資産種類・名称等・取得年月・取得価額・耐用年数・増加事由に記載もれはありませんか。	
3	『種類別明細書（減少資産用）』の資産種類・抹消コード・名称等・取得年月・取得価額・耐用年数・減少の事由に記載もれはありませんか。	
4	『償却資産申告書（償却資産課税台帳）』の「前年中に減少したもの（口）」の「合計」と『種類別明細書（減少資産用）』の「小計」は合致していますか。	
5	『償却資産申告書（償却資産課税台帳）』の「前年中に取得したもの（ハ）」の「合計」と『種類別明細書（増加資産・全資産用）』の「小計」は合致していますか。	
6	電算処理方式の場合、全資産の種類別明細書は添付されていますか。	
7	控えの返送を希望される場合、切手を貼った返信用封筒を同封されていますか。	

郵送の際は、この部分を切り取り
宛名ラベルとしてご利用ください。
(別途切手を貼ってください。)



〒073-8686
滝川市大町1丁目2番15号

滝川市役所 市民生活部
税務課 資産税係 行